

○倉敷市循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金交付要綱

平成16年3月4日

告示第95号

改正 平成16年5月28日告示第321号

平成24年12月28日告示第753号

平成28年2月16日告示第62号

平成29年2月27日告示第121号

平成30年3月30日告示第208号

令和6年3月21日告示第125号

(目的)

第1条 この要綱は、資源循環型社会の形成の推進及び地域における新規産業としての環境産業の振興を図るため、先進的なリサイクル関係施設等の整備に要する経費に対し岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）に基づく保健所設置市に対する交付金を財源とする予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、岡山県循環型社会形成推進条例（平成13年岡山県条例第77号）第29条第1項の規定に基づいて知事が承認する岡山県資源循環推進事業のうち岡山県循環型社会形成推進条例施行規則（平成14年岡山県規則第37号）第9条第1項第1号に規定する事業であって、本市の補助金の交付により事業の円滑な実施が確実であり、市長が生活環境保全上、特に問題がないと認めたものとする。

(補助対象施設)

第3条 補助の対象となる施設は、前条に規定する事業により本市内に整備される施設（この条において「整備施設」という。）のうち新技術等を利用して循環資源の循環的利用を行う中核的なもの（整備施設と一体不可分な附属設備を含み、建屋を含まない。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び上限額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の交付申請書に市長が別に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する補助金の交付の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項に規定する申請をすることができない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制の下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定を行う際、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。この場合において、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行う旨の条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内

容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9条 前条第1項ただし書の軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

(1) 補助の目的及び補助事業の実施に影響を及ぼさない範囲の原材料の数量、機械等の細部仕様の変更その他補助事業の細部の変更をする場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の変更であって各配分額の20パーセント以内の流用を行う場合

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、所定の(中止・廃止)承認申請書により速やかに市長の承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない見込みとなったとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに所定の遅延等報告書を提出し、市長の指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業の進捗状況を所定の事業状況報告書により補助金交付決定年度内の12月28日(同月14日以後に補助金の交付決定を受けた場合は、市長が別途指示する日)までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定年度内の3月20日のいずれか早い日までに所定の実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕

入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助金交付決定年度内において補助事業が完了できないと見込まれるときは、第1項に準ずる実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて補助事業の完了状況を実地検査し、補助金の交付決定等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

- 3 市長は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業が実施されていないと認めるときは、これらに従って実施すべきことを命ずることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助金交付後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、所定の消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価が50万円以上の機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分等（当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 財産処分等制限期間（補助事業が完了した日から10年間をいう。以下同じ。）を

超えた取得財産等について財産処分等を行うとき。

(2) 所定の取得財産処分等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けたとき。

(3) 次のいずれかに該当する財産処分等であって、その旨を所定の取得財産処分等報告書により市長に報告したとき。

ア 災害若しくは火災により使用できなくなった取得財産等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある取得財産等の取壊し又は廃棄

イ 道路の拡張整備等設置者の責めに帰さない事情によるやむを得ない取壊し又は廃棄
(相当の補償を得ているにもかかわらず代替施設を整備しない場合を除く。)

2 市長は、前項第2号の承認を行うときは、補助金の全部又は一部を返還させる旨の条件を付すものとする。この場合において、財産処分等のうち担保に供するときにあつては、抵当権が実行に移される際に返還させる旨の条件を付すものとする。

3 前項に規定する補助金の返還額は、交付した補助金の額に財産処分等制限期間に対する残存月数（補助事業が完了した日の属する月の翌月から起算して取得財産処分等承認申請書が提出された日（担保に供する場合は、抵当権が実行に移された日）の属する月までの経過月数を財産処分等制限期間から差し引いた月数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

(補助金関係書類等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間、市長から請求のあったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(施設整備後の事業実施状況報告)

第18条 補助事業者は、取得財産等を利用する事業の実施状況について、所定の事業実施状況報告書により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該利用に係る事業を開始した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年6月30日までに、当該年の3月31日以前の1年間の事業の実施状況について行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、所定の取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 3 補助事業者は、第13条に規定する報告書に所定の取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成16年5月28日告示第321号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日告示第753号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年2月16日告示第62号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条及び第18条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する補助金に係る財産処分等及び施設整備後の事業実施状況報告について適用し、同日前に交付決定した補助金に係る財産処分等及び施設整備後の事業実施状況報告については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成29年2月27日告示第121号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第208号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日告示第125号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費の区分	補助率	上限額
工事費 （附帯工事費を含まない。なお、土木工事費については、中核施設の設置に不可欠なもの（当該施設の基礎等）に限る。） 機械装置費 設計費 諸経費	(1) 原材料等が指定循環資源となることを抑制する施設又は指定循環資源の循環的な利用を促進する施設の整備を行う場合	補助金額 375万円 3

	分の1 以内 (2) 前 号に該 当しな い場合 4分の 1以内	
--	---	--

備考 指定循環資源とは、岡山県循環型社会形成推進条例第20条の規定により指定され、技術的かつ経済的な事情を勘案してその排出の抑制及び循環的な利用を推進することが特に必要であるものをいう。